

# 津島市スポーツ少年団野球部会

## 規 約

### 【第1章】 総 則

- 第1条 本会は津島市スポーツ少年団野球部会「以下野球部会」と称する。  
第2条 本会の事務局は会長宅に置く。

### 【第2章】 目 的

- 第3条 本会の目的は下記の各項による。
1. 少年野球の普及と基礎技術の習得。
  2. 公正・協力・責任などの態度を身に付けさせる。
  3. 少年の健全な身体と精神を養う。
  4. 団員および団員父兄の親睦をはかる。

### 【第3章】 組 織

- 第4条 本会は野球部会団員にて編成されたクラブをもって組織する。
1. チームの編成について
    - イ 小学生年令層（12才まで）のチームとし、他団体に登録している者の参加は認めない（硬球を使用球としている団体を含む）。
    - ロ 原則として、津島市スポーツ少年団に登録した団体で、1校区以上1団体とする（1校区が複数団体に分かれることは認めない）。校区外、津島市外の者の登録は役員会が認めた場合とする。ただし、途中転籍の指導者および団員は承認を不要とする。
    - ハ 20才以上の責任者（男女を問わない）をチームの代表として届出なければならない。
    - ニ 本会に新しく加入するチームは役員会に於いて承認を得なければならない。なお、新しく加入するチームは新たな団として加入し、スポーツ少年団の登録後に活動を開始する。
    - ホ 年度途中にての新加入、申込は準会員とし役員会が認めた場合、会員同等に試合をすることが出来る。
    - ヘ 上記以外の事項については、代表者会議にて審議し、役員会を経て総会で決するものとする。ただし、事項によっては専決事項も認める。

### 【第4章】 事 業

- 第5条 本会は第3条目的達成のために下記の事業を行なう。
1. 各種大会の開催
  2. 野球部会主催の各行事
  3. 各種研修会の開催
  4. 団員および団員父兄の親睦を図る行事
  5. その他目的を達成するための行事

### 【第5章】 役員および代議員

- 第6条 本会には下記の役員および代議員を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 1名
  3. 事務委員および事業委員 若干名
  4. 審判長 1名
  5. 副審判長 若干名
  6. 会 計 1名
  7. 海部津島連盟理事 1名
  8. 会計監査 1名
  9. 代議員 各チーム5名
- ※ なお、名誉会長、相談役、顧問を置くことが出来る。

- 第7条 本会の会長は代表者会議の推挙により総会の承認を得なければならない。
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 第8条 会長を除く役員は、会長の推挙により、総会の承認を得なければならない。
- イ 副会長   ロ 事務委員および事業委員   ハ 審判長   ニ 副審判長  
ホ 会計   ヘ 海部津島理事   ト 会計監査
- 第9条 名誉会長、相談役、顧問は役員会の推挙により会長が委嘱する。ただし、任期はその役員会の任期期間とし再挙は妨げない。
- 第10条 役員は役員会を構成し、事業計画に基づいて職務を遂行する。
- 第11条 副会長は役員会を代表し会務を行なう。
- 第12条 役員会の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
1. 役員に欠員が生じた場合は補充することとし任期は前任者の残任期間とする。
  2. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を代行する。
  3. 代議員は総会に出席し総会を構成する。
  4. 代議員は各チームより5名を推挙する。ただし、内1名は各チームの代表者であること。

#### 【第6章】 会 議

- 第13条 本会の会議は、役員会および総会とする。毎年度の事業計画は役員会で作成し、総会の承認を得なければならない。
- 第14条 役員会は毎月1回定時に招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することが出来る。
1. 役員会は第3条、第5条の目的達成のため計画立案および外部団体との折衝と経費の予算・決算を行なう。
  2. 役員会は役員会の決定事項を参加チームに連絡徹底するとともに、事業遂行のため運営管理等の推進と記録の整理等を行なう。
  3. 役員会は必要により、各チームの監督を招集し、運営に必要な事項について説明および打ち合わせを行なうことが出来る。
  4. 役員会の議長は事務委員より選出する。

#### 【第7章】 総 会

- 第15条 本会は毎年1回の総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に召集することが出来る。又、代議員の過半数の署名、要望のあったときは会長は臨時総会を開かねばならない。
1. 会長を総会にて承認する。
  2. 総会には議長1名、書記1名を選出する。
  3. 議長は総会の進行を遂行する。
  4. 総会は代議員数の過半数を持って成立する。
  5. 議決は出席者の過半数をもって決する。同数の時は議長がこれを決する。

#### 【第8章】 会 計

- 第16条 本会の経費は下記に掲げるもので支弁する。
1. 会費   2. 入会金   3. 補助金   4. 寄付金   5. その他の収入
- 第17条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月末日に終わる。
- 第18条 本会の年会費は1チーム10,000円と団員および指導者1名に付1,300円を役員会にて徴収する。ただし、必要に応じ臨時徴収するときもある。
- 第19条 本会に新しく加入するチームは、加入金として10,000円を徴収する。
- 第20条 年度途中にて退会するチームがあっても、会費、その他一切返済しない。
- 第21条 会計は毎年度予算書および決算書を作成し、決算書は会計監査の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

## 【第9章】 審判部

第22条 本会には審判部を置き、競技の正常な普及と発展向上を図る。

第23条 審判員は各チームより選出し、下記のことを行なう。

1. 各試合の審判
2. 競技規則の普及
3. 審判に関する研修
4. 各会場に関する特別ルール決定
5. その他必要な事項

第24条 審判員は外部に委嘱することが出来る。

第25条 副審判長は審判長を補佐し、審判長が事故あるときはその職務を代行する。

## 【第10章】 規 律

第26条 会員は、本規約に従わなければならない。

1. 会員は、第5条に定められた事業中に理由なく棄権をしてはならない。
2. 野球部会の主催・共催、または役員会で認められた対外試合以外の行事に参加するときは、役員会で報告するものとする。
3. 規約に違反したときは役員会に於て処分を決める。

## 【第11章】 慶弔見舞規定

第27条 弔事

1. 野球部会の役員、その他野球部会に対し功績のあった者と役員が認めた者に次の弔意を表すこととする。

イ 本人死亡の場合 10,000円の香典と供花1対

ロ 本人の配偶者、同居の両親および子弟の死亡の場合  
5,000円の香典と供花1対

2. その他、会長が必要と認めたとき。

集28条 見舞

1. 野球部会の役員が疾病または事故等の原因により引き続き1ヶ月以上入院した場合に、下記の見舞金を呈す。また、指導者の指導中の事故に限り同等扱いとする。

イ 見舞金 5,000円

2. その他、会長が必要と認めたとき。

## 【第12章】 規約の変更

第29条 この規約は総会において、過半数の同意を得て変更することが出来る。

## 附 則

本規約は施行について、必要により役員会にて内規を定めることが出来る。

本規約は昭和54年4月1日より施行する。

本規約は昭和59年4月1日一部改正施行する。

本規約は昭和60年4月1日一部改正施行する。

本規約は昭和61年2月9日一部改正施行する。

本規約は平成2年1月1日一部改正施行する。

本規約は平成10年3月1日一部改正施行する。

本規約は平成12年2月20日一部改正施行する。

本規約は平成15年2月16日一部改正施行する。

本規約は平成25年2月24日一部改正施行する。

本規約は平成26年2月16日一部改正施行する。

本規約は平成28年2月21日一部改正施行する。

本規約は令和6年2月18日一部改正施行する。